

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年3月1日)

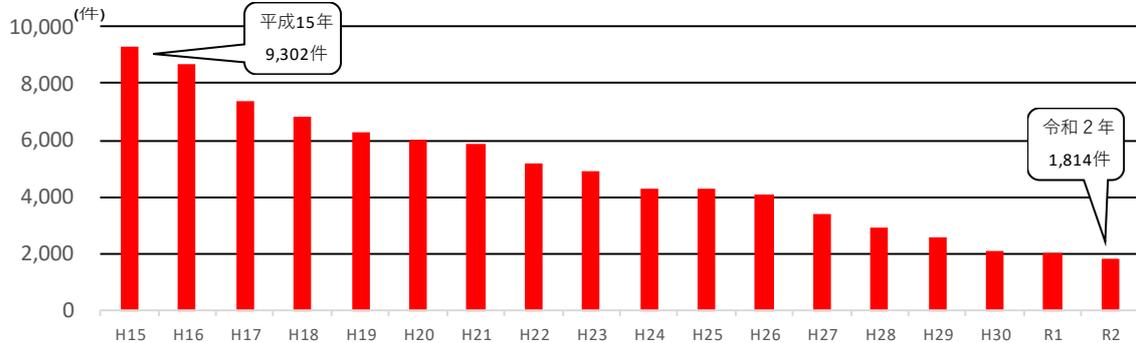
- 犯罪抑止総合対策の推進状況（令和2年中）について
..... 2
(生活安全部生活安全企画課)
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部改正について
..... 3
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

犯罪抑止総合対策の推進状況（令和2年中）について

令和3年3月1日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)

1 刑法犯認知件数



区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	4,941	4,313	4,279	4,077	3,388	2,907	2,604	2,110	2,029	1,814
増減数	-248	-628	-34	-202	-689	-481	-303	-494	-81	-215
増減率	-4.8%	-12.7%	-0.8%	-4.7%	-16.9%	-14.2%	-10.4%	-19.0%	-3.8%	-10.6%

- 刑法犯認知件数の総数は、平成16年以降17年連続の減少
- ピーク時であった平成15年（9,302件）の約20%まで減少

2 重点犯罪の認知件数

区分	刑法犯認知件数	重点犯罪認知件数	重点犯罪						
			自転車盗	車上ねらい	侵入盗	万引き	器物損壊	性犯罪	特殊詐欺
R1	2,029	1,278	433	109	127	480	90	16	23
R2	1,814	1,042	290	88	154	354	111	19	26
増減数	-215	-236	-143	-21	27	-126	21	3	3
増減率	-10.6%	-18.5%	-33.0%	-19.3%	21.3%	-26.3%	23.3%	18.8%	13.0%

- 重点犯罪の認知件数
抑止の重点としている犯罪の認知件数は1,042件、前年比で236件（18.5%）減少
刑法犯認知件数のうち重点犯罪の占める割合は約6割（57.4%）
- 重点犯罪のうち、侵入盗、器物損壊、性犯罪、特殊詐欺が増加

3 特殊詐欺の認知状況

区分		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
認知	件数(件)	15	17	29	28	36	25	71	23	23	26
	被害額(万円)	1,746	6,745	9,188	15,911	7,150	6,944	10,473	1,503	2,232	8,785
阻止	件数(件)	26	33	21	50	58	54	79	46	28	54
	阻止額(万円)	2,781	7,383	2,593	10,612	7,401	5,942	5,294	1,742	542	1,279

- 令和2年中の特殊詐欺の認知状況は、認知件数26件、被害額約8,785万円で、前年と比較して認知数も被害額も増加（認知件数3件、被害額約6,553万円増加）
- 令和2年中の特殊詐欺の阻止状況は、阻止件数54件、阻止額約1,279万円で、同年中の認知件数を上回る件数を阻止

4 今後の犯罪抑止対策推進事項

- 特殊詐欺被害防止対策の強化
- 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進
- 盗難被害の防止に向けた鍵かけ広報の推進

鳥取県道路交通法施行細則の一部改正について

令和3年3月1日
警察本部
(交通部交通企画課)

1 鳥取県道路交通法施行細則の改正点

(1) 公安委員会にする申請等の経由先の改正

通行禁止や駐車禁止等の除外車指定申請書について、住所地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならないと規定しているところ、申請先を鳥取県警察本部交通部交通規制課又は鳥取県内の各警察署に変更し、申請者の負担軽減を図る。

(2) 軽車両の乗車又は積載の制限における自転車の定義の改正

近年、高齢者向けや運搬用の4輪自転車が開発・利用されているため、軽車両の乗車人員を規定している部分について、「2輪又は3輪の自転車」を「自転車」に変更し、4輪の自転車にも同規定を適用する。

(3) 自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限の改正

自転車の幼児用座席に乗車可能である者の範囲を「6歳未満の者」としていたところ、「小学校就学の始期に達するまでの者」に変更し、対象範囲を拡大する。

(4) タンDEM自転車の通行ができる区間等の改正

これまでタンDEM自転車の通行について、運転者の年齢制限を16歳以上とし、通行できる区間を指定路線のみ可能にしていたところ、これら制限の記載を削除し、運転者の年齢制限の廃止及び県内一般道路における走行を可能とする。

(5) 自動車の積載物の高さ制限の特例区間の改正

鳥取県県土整備部と指定路線の協議の結果、自動車の積載物の高さ制限の特例区間に、一般国道313号倉吉道路（北条湯原道路）の一部及び主要地方道倉吉赤碕中山線の一部を追加する。

(6) 放置違反金納付命令書及び督促状の様式の改正

鳥取県会計規則の一部改正により、放置違反金の取扱いにおいて、指定金融機関の一つであるゆうちょ銀行での取扱いについて、これまで中国5県の支店・代理店のみで対応可能であったものが、全国の支店・代理店への対象拡大されたことに伴い、「放置違反金納付命令書」及び「督促状」の書式を変更する。

2 施行日

令和3年4月1日施行予定